

多様化する中小企業の再生手法

公認会計士・税理士 上田 憲 治

はじめに

いわゆるサブプライム住宅ローン問題に端を発した世界的な金融危機に伴って世界経済が減速し、日本経済についても、特に2008年秋以降、輸出や生産が急速に減少することとなった。こうした内外経済の急激な変化の影響を受け、中小企業の業況も一段と悪化している。

景気の急速な悪化に伴い、中小企業の資金繰りが悪化する中で、中小企業の倒産件数は、2008年度後半に入って増勢を強め、政府は、信用保証協会の緊急保証の導入、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付等の資金繰り対策に取り組んだ。

政府の資金繰り支援や公共工事の前倒し発注などの効果もあり、2009年度上半期（4～

9月）の全国企業倒産状況（東京商工リサーチ）によると、倒産件数は前年同期比1.6%減の7,736件と上半期では4年ぶりに減少した。

一方、負債額1億円未満は2.2%増、資本金10百万円未満は5.4%増と中小・零細企業の経営状況が依然厳しいことをうかがわせており、年末に向け高水準の倒産が続く可能性が指摘されている。

このような経済環境を踏まえて、本稿ではこれから事業再生に取り組んでいく場合に必要となる、第二会社方式、DDS・DES等の各論で解説する手法を含めた中小企業の事業再生手法の概要と税務上の留意点について解説する。

1 中小企業の事業再生手法の概要

① 再生手法の着眼点

1 自力再生可能な企業と関係者支援が必要な企業

バブル経済崩壊後における金融機関の不良債権問題が日本経済の最重要課題であった1990年代から2000年前半における事業再生においては、中小企業においても主たる問題は不良資産と過剰債務の解消であった。しかし、昨今の中小企業を巡る情勢は、それだけでは

なく、内外需の減少の中で、急激に変化していく市場ニーズを把握し、中小企業ならではの製品・サービスの開発等に取り組んでいくための現状と課題分析が重要である。

これらの経営革新によって自力で再生できればいいが、自力では難しく、他者の支援が必要な場合も少なくない。したがって、自力による再生が困難なものの、再生の対象となる事業に収益性や将来性があるなど事業価値

があり、関係者の支援により再生の可能性がある場合にその再生手法を検討することになる。

2 関係者の支援

(1) 金融支援

経済的窮境に陥り、財務体質の抜本的な改善が必要な場合には、債務免除やデット・エクイティ・スワップ（以下、「DES」という）といった支援を要請する。

この場合は、より厳格な再生計画の策定が求められる。例えば、中小企業再生支援協議会事業実施基本要領では、「債権放棄等の要請を含む再生計画」を策定する場合には、再生計画案の内容等（株主責任や法的手続きと比較した経済合理性）は、条件変更だけの場合と比較してより厳格に規定されている。税務上も債務者における債務免除（消滅）益課税や債権者における債権放棄（譲渡）損に留意する必要がある。

また、債権放棄等には至らなくても、主要債権者との相対交渉により、旧債務棚上げ、弁済期の延長、返済条件の変更、金利減免、デット・デット・スワップ（以下、「DDS」という）等といった支援がある。

さらに、個別の権利変更では事業再生が困難な場合には、集団的な権利変更（いわゆる

法的整理や私的整理といった債務整理）が必要となる場合がある。

(2) スポンサーによる支援

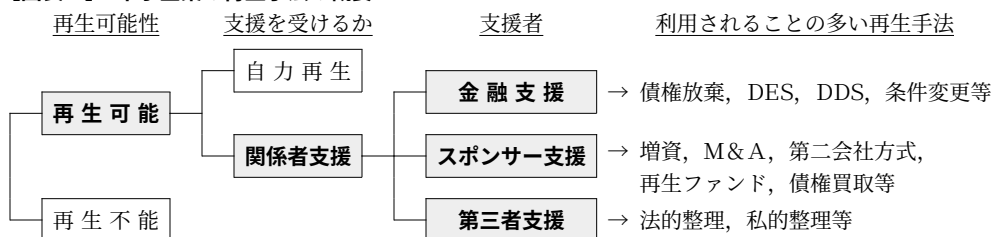
外部資本の出資を仰ぎ財務体質の改善を図るとともに、ガバナンスの変更や経営ノウハウの提供、信用補完、シナジー効果により、事業再生を図っていくものである。M&Aや再生ファンドの利用が考えられるとともに、スポンサーが債権を買い取り、主要債権者として経営に関与していく場合もある。

(3) 第三者機関による支援

複数の関係者の利害が対立するような場合には、再生手続きにおいて、公平性、合理性、透明性が求められる。このような場合に、会社更生法や民事再生法に基づいて裁判所の関与の下に再生手続きが行われればいいが、レピテーションリスク等により適切でない場合がある。

そこで、私的整理ガイドライン、整理回収機構（以下「RCC」という）、中小企業再生支援協議会、特定調停手続き、事業再生ADRを利用し、第三者機関により公平性、合理性、透明性を担保してもらうことが考えられる。また、税務上もこれらの手続きによることで再生計画の合理性が担保され、取扱いが明確になる。

【図表1】 中小企業の再生手法の概要



② 再生手続の枠組みと多様化

1 法的整理

再生手続を大別すると法的整理と私的整理に分けられる。法的整理とは、倒産法に基づく手続きであり、裁判所の関与の下に債権者衡平の原則や多数決原理に従って行われる。

法的整理の代表例が会社更生手続と民事再生手続である。最近の傾向として、2008年12月に公表された東京地方裁判所民事第8部の「会社更生事件の最近の実情と今後の新たな展開」という論文により、いわゆるDIP型会社更生手続の積極的な利用が提唱されてい

る。

会社更生手続では、通常、経営陣は退陣し、裁判所から選任された弁護士が管財人として選任されていたため、債務者自身が再生計画を遂行していく民事再生手続と違い、経営者が好まないとの指摘もあった。

D I P型会社更生手続とは、一定の要件を満たす場合に、経営者が管財人に選任されそのまま業務執行を行うため、今後ますますその利用が見込まれている。

(一定の要件)

- ① 経営者に不正行為等の違法な経営責任の問題がないこと
- ② 主要債権者が経営者の経営関与に反対していないこと
- ③ スポンサーとなるべき者がいる場合はその了解があること
- ④ 経営者の経営関与によって会社更生手続の適正な遂行が損なわれるような事情が認められないこと

2 私的整理

私的整理とは、法的手続によらず、裁判所の関与なく債権者と債務者の合意によって行われる手続きである。

私的整理の代表例が、私的整理ガイドライン、R C C、中小企業再生支援協議会による再生手続である。このほか、特定調停手続を利用した事業再生も行われている。

最近の傾向として、事業再生A D Rの運用が開始され、ウィルコムやアイフルに代表されるようにその利用が進んでいる。

A D R (Alternative Dispute Resolution) とは「裁判外紛争解決手続」の略称で、訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きであり、事業再生A D Rとは、法的整理によることなく、民間での話し合いによって事業再生を図る手法である。法務大臣の認証を受けた紛争解決事業者のうち、さらに特別の要件の下に経済産業

大臣の認定を受けた特定認証紛争解決事業者のみが事業再生A D R事業を行うことができ、一定の企業再生措置の特例の利用が認められる制度である。

また、2009年10月16日より、企業再生支援機構が業務を開始している。企業再生支援機構は、地域経済の再建を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている中堅事業者、中小企業者その他の事業者の事業の再生を支援することを目的として、国の認可法人として設立された株式会社である。資本金（政府100億円、金融機関100億円で計200億円の予定）と最大1.6兆円の政府保証付の調達資金を活用した出融資機能（債権買取り、出資、融資等）や強力な債権者間調整機能、人材の派遣による経営支援といった包括的な再生支援機能を有しており、中小企業の再生支援が期待される。

【図表2】 再生手続（第三者支援）の枠組み

法的整理	会社更生 D I P型会社更生 民事再生
私的整理	私的整理ガイドライン R C C 中小企業支援協議会 特定調停 事業再生A D R 企業再生支援機構

③ 事業再生手法の利用と動向

1 中小企業再生支援協議会

中小企業再生支援協議会（以下「再生支援協議会」という）とは、中小企業の再生支援を進めるために、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づき各都道府県に設置されている組織で、常駐の専門家が再生に向けた相談、助言や再生計画策定支援を行っている。

再生支援協議会は、中立公正な立場から、

債務者の財務内容、事業内容を調査・検討した上で、再生計画の策定を支援し、債務者、債権者、スポンサーとの調整を行う。

2003年2月の再生支援協議会設立以降、2009年6月末までの窓口相談企業数は、累計で18,117社となっており、金融機関との調整を含む抜本的な対策が必要な企業に対する再生計画の策定支援の完了数は、累計で12,201

社となっており、中小企業の事業再生に大きな役割を果たしている。

2 金融支援の手法

中小企業庁から公表されている再生支援協議会において再生計画策定支援を完了した案件における金融支援の手法別の内訳は図表3のとおりであり、中小企業の再生手法を考える上で参考となる。

【図表3】 金融支援の手法

金 融 支 援	累 積		今回公表分	
	企業数	割 合	企業数	割 合
債務免除の実施	498	22.6%	5	5.2%
・直接放棄	265	12.0%	3	3.1%
・譲渡・分割による第二会社方式	233	10.6%	2	2.1%
金融機関、取引先からの借入金の株式化（DES）	55	2.5%	3	3.1%
金融機関による借入金の資本的劣後ローン（DDS）	162	7.4%	5	5.2%
協議会版資本的借入金	11	0.5%	6	6.3%
金融機関による条件変更（リスケジュール）	1,407	63.9%	88	91.7%
平成17年税制改正適用	31	1.4%	2	2.1%
RCCや債権管理会社からの卒業	157	7.1%	0	0.0%
ファンド活用	124	5.6%	0	0.0%
完了案件総数	2,201		96	

（注） 上記手法を複数実施している案件がある。

（「平成21年度第1四半期（平成21年4月～6月末） 中小企業再生支援協議会の活動状況について」より）

金融機関による条件変更（リスケジュール）が最も多く用いられている。特に2009年度第一四半期に再生計画策定支援を完了した中では、他の手法を併用したものを含め全体の約90%を占めており、一方で金融機関から債権放棄を受けるものは約5%となっている。

「これは、昨今の経済環境状況から、債権放棄のような抜本的な再生手法を実施する案件については債権者・債務者間の合意形成が困難となっていることや、昨年秋に金融検査マニュアルが改定され、再生支援協議会が策定する「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」により債務者区分の上位変更が認められたことから、リスケジュールによる支援

完了案件が増えたことが背景にあるもの」とされている。

また、金融検査マニュアルの改訂において、一定の要件を満たしたDDSを通じて生じる劣後ローンについて、金融庁検査において自己資本としてみなすことができるとされた。協議会が再生計画策定支援をした融資に関しても、貸出期間・適用金利・償還順位などの一定の条件を満たせば、資本的借入金に該当するため、DDSの活用が期待される。

さらに、債務免除の実施のうち第二会社方式による割合も高い。今後も、中小企業の事業再生の円滑化を目的として創設された「第二会社方式」による再生計画の認定制度を踏

まえて、ますます利用促進が期待される。

3 第二会社方式

第二会社方式とは、コア事業を会社分割や事業譲渡により切り離し、第二会社に承継させ、ノンコア事業は旧会社に残し、特別清算等を行うことにより事業の再生を図るものであり、従来から利用されていた。

ただし、許認可や資産移転に係る税負担等の問題も指摘されていた。そこで、「中小企業承継事業再生計画」の認定制度が創設され、中小企業が一定の基準を満たす第二会社方式による「中小企業承継事業再生計画」を作成し、認定を受けると、営業上必要な許認可等

を承継できる特例、税負担の軽減措置、金融支援を活用して、事業再生に取り組むことができるようになっている。

4 事業面での対応

前述の中小企業庁からの公表によると、事業面の施策として、事業の選択と集中による事業改善としての取組みの内訳は図表4のとおりである。

その他、企業の取組みとしては、外部人材登用や資産売却等が、経営者等の取組みとしては、経営者による資産売却、債権放棄、私財提供や役員報酬削減があげられる。

【図表4】 事業面での施策

(事業の選択と集中による事業改善)

取 組	累 積		今回公表分	
	企業数	割 合	企業数	割合
管理会計手法導入による製品別・取引先別等の選択と集中	1,105	50.2%	51	53.1%
グループ再編等による不採算事業撤退や効率化	233	10.6%	18	18.8%
完了案件総数	2,201		96	

(「平成21年度第1四半期(平成21年4月～6月末) 中小企業再生支援協議会の活動状況について」より)

2 事業再生における税務上の留意点

① デューディリジェンスの重要性

事業再生において、債権放棄、DESによる債務免除(消滅)益や私財提供による私財提供益がどの程度発生するかが税務上重要である。したがって、実態債務超過額を把握する財務デューディリジェンスや再生事業の収益性を検証する事業デューディリジェンスの重要性は言うまでもないが、過去の税務申告の状況の検討により、債務免除益等と相殺可能な繰越欠損金や損金があるのかを把握する税務デューディリジェンスを行うことも重要である。

また、再生計画期間内においては、予測の不確実性の観点から、税流出を最小化することが求められるため、税務デューディリジェ

ンスから得られた情報をもとに策定する税務プランニングが重要となってくる。

② 税務プランニングと事業再生手法

債務免除益等と相殺させる資産の評価損や欠損金の利用にあたっては、私的整理における制度利用を検討する必要がある。

民事再生法の法的整理に加え、これに準ずる一定の要件を満たす私的整理において債務免除が行われた場合、その債務者である法人について、資産の評価益の益金算入及び評価損の損金算入が可能となり(法25③、33④)、また、その適用を受ける場合に繰越欠損金額の損金算入について青色欠損金額等以外の欠損金額(債務免除益等の額に達するまでの金

額に限る。)が優先される(法59②)。

(一定の要件)

- ① 一般に公表された債務処理を行うための手続きについての準則(公正かつ適正なもので、特定の者が専ら利用するためのものでないもの)に従って再生計画が策定されていること。
- ② 公正な価額による資産評価が行われ、その評価に基づく実態貸借対照表が作成されていること。
- ③ 上記の実態貸借対照表に基づく債務超過の状況等により債務免除額が定められていること
- ④ 2以上の金融機関等が債務免除等することが定められていること(政府関係金融機関又はRCCは単独放棄でも可)。

(注) 債務処理計画が上記①の準則に従って策定されたものであること並びに上記②及び③に掲げる要件に該当することにつき第三者の専門家等が確認する必要がある(令24の2一ロ、規8の6)。

なお、私的整理に関するガイドライン研究会、RCC、中小企業庁及び経産省からの以下の事前照会に対する国税庁からの文書回答により、私的整理に関するガイドライン及び同Q&A、RCCが定める準則、中小企業再生支援協議会(中小企業庁)、経済産業大臣が定める準則は上記①の準則に該当することが確認されている。

- ・ 平成17年5月11日回答「私的整理に関するガイドライン及び同Q&Aに基づき策定された再建計画により債権放棄等が行われた場合の債務者側の税務上の取扱いについて」
- ・ 平成17年6月30日回答「『中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順(再生計画検討委員会が再生計画案の調査・報告を行う場合)』に従って策定された再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて」
- ・ 平成17年8月26日回答「『RCC企業

再生スキーム』に基づき策定された再生計画により債権放棄等が行われた場合の債務者側の税務上の取扱いについて」

- ・ 平成21年7月9日回答「特定認証紛争解決手続に従って策定された事業再生計画により債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて」

また、債務免除益等と相殺する十分な損金がない場合や税務デューディリジェンス等の結果、重大な税務リスクがある場合等は、第二会社方式を検討することが考えられる。一方、事業を承継する第二会社では、資産・負債を時価で取得するため、資産・負債の取得価額やいわゆるのれんの償却等について検討することになる。

③ 企業再生関係税制の平成21年度改正

1 評価損益の計上対象となる資産の範囲

(1) 金銭債権

前記の民事再生法に準ずる一定の私的整理の場合における資産の評価損の計上対象から除外されていた預金等が、計上対象として追加された(法33④)。

(2) 評価差額少額資産

民事再生法に準ずる一定の私的整理の場合における資産の評価損益の計上対象からその資産の価額と帳簿価額との差額が、その資産を有する法人の資本金等の額の2分の1に相当する金額(資本金基準)と1,000万円(定額基準)とのいずれか少ない金額に満たない場合には、その資産は除外されていた。しかし、有利子負債規模が10億円に満たない場合には、この要件のうち定額基準が100万円に引き下げられた(令24の2④五、68の2③)。

2 民事再生法に準ずる私的整理の事実の範囲

(1) D E S

民事再生法に準ずる一定の私的整理の要件のうち、上記の債務免除要件に、DESも含

まれるものとされた（令24の2①、②三）。ただし、債務消滅益が生じることが見込まれる場合に限られる。

(2) 地方公共団体

民事再生法に準ずる一定の私的整理の要件のうち、上記の債務免除要件について、債務免除等をする金融機関等の範囲に地方公共団体が追加された（令24の2①四へ）。ただし、地方公共団体を除く他の金融機関等とともに債務免除等をするものに限られる。

(3) 専門家関与要件

債務処理計画が適正であることについて、第三者である専門家3人以上による確認を必要とする要件について、有利子負債規模が10億円に満たない場合には、関与すべき専門家の人数は2人以上とされた（規8の6①一）。

（了）

【執筆者紹介】

上 田 憲 治（うえだ けんじ）

公認会計士・税理士

慶應大学経済学部卒

太田昭和監査法人（現 新日本有限責任監査法人）にて勤務後、現在、新日本アーンストアンドヤング税理士法人のトランザクションタックス部に所属。

日本公認会計士協会 租税調査会委員

【主要著書】

「事業再生における税務・会計Q&A」, 「組織再編の税務ガイダンス」, 「ケーススタディ・データ分析による資本政策の実務」, 「テーマ別会計実務全書」等